

「石油製品利用促進対策事業費補助金(石油ガス災害バルク等の導入に係るもの)」は、国からの補助金を原資として、日本L Pガス団体協議会から補助対象者に交付されるものであり、直接的には国から補助対象者に補助金が交付されるものではありませんが、法人税法第 42 条及び所得税法第 42 条に規定する国庫補助金等に該当します。したがって、当該補助金を補助金の交付の目的に適合した固定資産の取得等に充てた場合には、当該補助金をもって固定資産の取得等に充てられた部分の金額については、圧縮記帳等の規定を適用することができます。